年 月 日

(EII)

杵築市きつき生涯学習館長 様

利用責任者 住所 職業 氏名

杵築市きつき生涯学習館利用許可申請書

杵築市きつき生涯学習館条例及び同施行規則を承諾のうえ、申請します。

記

利用目的(名称)						
行事等の内容						
利用研修室名及び集合人員	第2研修室 第3研修室	(視聴覚室) 第6研修室	ホワイエ スタジオ 工芸室 育児室 聞理実習室 和室	集合人員		人
利 用 日 時	年	月 日 午前	・午後 時	分~午	前・午後	寺 分
	年	月 日 午前	午後時	分~午	前・午後	寺 分
	年	月 日 午前	・午後 時	分~午	前・午後	寺 分
		合計	日間	引 時	間	
利用する設備、						
器具等の名称						
※使用料	研修室等	附属設備、器具	その他	冷暖房料	. 合	計
					円	(減免) 有・無
杵築市きつき生涯学習館条例第14条ただし書の該当の有無 有・無						
その他事項 (持込み器具等) (持込み器具等があれば、利用方法について具体的に記入してください。)						
※許 可 番 号	学習館許	可第 号	※許可	年月日	年 月	目

備考 杵築市きつき生涯学習館条例第14条(設備の変更等の禁止)ただし書に該当する場合は、設備の変更等の説明書(様式第2号)、誓約書(様式第3号)その他管理者が必要とする関係図書等を添付すること。ただし、備付け以外の器具の利用で簡易なものについては、申請書の「その他事項(持込み器具等)」欄に記入し、添付書類は省略する。

※印は、記入しないでください。 裏面の注意書をご一読ください。

会場利用に当たっての注意事項

杵築市きつき生涯学習館(以下「学習館」という。)を利用される方は、杵築市きつき生涯学習館条例及び同施行規則(以下「条例及び規則」という。)の諸規定を遵守し、利用しなければなりません。

- ※ 利用者は、学習館に特別な設備をし、変更を加え、又は備付け以外の器具を利用する等の行為は、許可なくすることはできませんので、係職員に相談してください。
- ※ 使用料は、利用 (変更) 許可書の交付の際に納入してください。
- ※ 学習館利用の際は、利用(変更)許可書を副館長又は係職員に提示してください。
- ※ 既に納入した使用料は、杵築市行政財産使用料条例で定められている場合のほかは、お返しいたしません。
- ※ 許可後に利用目的等の変更が生じたときは、利用目的等変更申請書を利用日の2 日前までに館長に提出し、利用変更許可書の交付を受けた後に学習館を利用してく ださい。急を要するときなどは、係職員に相談してください。なお、使用料の追加 をお願いすることがあります。
- ※ 利用者は、利用権の譲渡及び転貸しを行ってはいけません。また、許可を受けた 目的以外に利用してはいけません。
- ※ 利用者及び入館者は、施設、設備、器具等を損傷し、汚損し、又は亡失した場合には、直ちに、損傷等(亡失)届を館長に提出しなければなりません。また、その相当額を利用者及び入館者に賠償していただきます。
- ※ 利用後は、設備を原状に復し、係職員の点検を受けてください。利用した器具等 は直接、係職員の確認を得て返却してください。
- ※ 利用の準備や後片付けは、利用許可の時間内に行うようお願いします。また、学 習館の閉館時間は、午後10時となっていますので、午後10時には、館外へ退出して ください。
- ※ 条例及び規則に定める諸規定又は係職員の指示等が守られないときは、利用許可 を取り消すことや、退館をお願いすることがあります。なお、利用許可の取消しに より、利用者が損害を受けても、管理者は、その責めを負いません。
- ※ 学習館の館内に展示した物品の管理は、利用者が責任を持って管理してください。 万一、損傷、亡失等の事故があっても管理者は、責任を持ちません。
- ※ 利用者の遵守事項
 - 1 許可なく物品の販売及び飲食物の持込みをしないこと。
 - 2 所定の場所以外で、飲食及び喫煙をしないこと。
 - 3 所定の場所以外で、火気を使用しないこと。
 - 4 次の者を入館させないこと。
 - 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがある者
 - 館内において許可なく営利行為をし、又ははり紙等の行為を行う者
 - ・ 管理上必要な指示に従わない者
 - 5 利用する器具等を館外に持ち出さないこと。
 - 6 利用終了後、清掃を行い、係職員の検査を受けること。
 - 7 その他職員の指示する事項

※ 入館者の遵守事項

- 1 館内での飲食及び喫煙は、所定の場所で行うこと。
- 2 火気を使用しないこと。
- 3 所定の場所以外に出入りしないこと。
- 4 他人の迷惑となる行為や物品を携行しないこと。
- 5 施設、設備、器具等を損傷、汚損等しないこと。
- 6 その他職員又は利用者の指示する事項
- ※ 学習館は、「来たときよりも美しく」を心がけて利用しましょう。